

民間船舶の運航・管理事業(コンテナ船)に関する実施方針に対する質問回答

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	0_実施方針	5	3	第1-1-(11)	事業期間終了時における本事業船舶の残存価値について、防衛省に残存価値分を支払うことを基本とすると記載されておりますが、残存価値の評価方法（簿価、市場価格、第三者鑑定価格等）について、事業契約締結後ではなく入札前又は事業契約締結時点迄に事前に協議・合意することは可能でしょうか。 また、現時点で想定されている評価手法がございましたらご教示ください。	入札前又は事業契約締結時点までに評価方法を確定し、合意しないこととしており、残存価値の評価方法及び本事業船舶の取扱いについては、事業期間終了時点における船舶の状態、市場環境、処分方法等を踏まえ、防衛省と事業者が協議の上決定することを想定しています。
2	0_実施方針	8	21-24	第2-3-(1)-イ	代表企業、構成員及び協力企業 は、～に、各業務の全部又はその主たる部分を一括で 再委託等してはならない。ーとあります。 本船の修繕等を協力会社として選定した造船会社へ依頼することは、維持管理業務の再委託には該当しないという解釈で正しいでしょうか。	ご認識の通りです。
3	0_実施方針	8	30	第2-3-(1)-ウ-(ウ)	事業期間中において、事業者は設立後任意のタイミングで増資又は減資を実施することは可能でしょうか。実施可能な場合には、防衛省の事前承認の要否及び条件についてご教示ください。	増資又は減資は可能と考えますが、細部条件等は現時点でお示しすることはできません。
4	0_実施方針	8	30	第2-3-(1)-ウ-(ウ)	事業期間中において、代表企業並びに構成員は設立後任意のタイミングで保有する事業者株式を、他の代表企業並びに構成員に譲渡することは可能でしょうか。この場合、必要となる事前承認の条件についてご教示ください。	譲渡することは可能ですが、細部要領は現時点でお示しすることはできません。
5	0_実施方針	8	30-32	第2-3-(1)-ウ-(ウ)	株式を保有することとし、防衛省の～を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。ーとあります。 SPCが借入を行うに際し、各号船舶を担保として金融機関が抵当権を設定することは可能でしょうか。	ご質問の実施方針第2-3-(1)-ウ-(ウ)は、事業者の株式に係る処分制限に関する規定であり、本事業船舶に対する担保権設定を直接規律するものではありません。 本事業船舶に対する担保権設定については、入札公告時に示す事業契約書（案）においてお示しします。
6	0_実施方針	11	23-25	第3-2-(1)-ウ-(イ)	本事業船舶に係る船舶整備費に相当する額の10分の1以上とするーとあります。 具体的にはどういった金額を指すのでしょうか。	詳細につきましては、入札公告時に示す事業契約書（案）においてお示しします。
7	0_実施方針	13	4	第4-1	近海区域を航行可能な船舶とし、限定近海区域のみ航行可能な船舶は認めないものとするーとあります。 要求水準における近海区域とは、事業目的を鑑みるとA2海域を指しているという解釈で正しいでしょうか。	「近海区域」及び「A2海域」の定義について、船舶安全法施行規則を確認されたのち、疑問点を明確にしていきたい。
8	1_業務要求水準書（案）	5	6-7	第1-6-(2)	乗船時の指定港湾までの移送及び下船後の制定港湾からの移送を行うーとあります。 コンテナの積み下ろしは本事業の対象となる防衛省の輸送所要に含まれるという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	1_業務要求水準書（案）	8	19	第2-1-(3)-ア-(ウ)-a	航続距離は、20フィートコンテナ80本以上(10t/1本)を積載した状態での航行可能距離との理解でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
10	1_業務要求水準書（案）	8	29-31	第2-1-(3)-ア-(ウ)-a	危規則等で定める積載方法ES01から05までの危険物の運送を想定している。ーとあります。 想定されうる危険物の国連番号をご教示下さい。	想定される危険物については、入札公告以降、応募者へお示しする予定です。
11	1_業務要求水準書（案）	8	30	第2-1-(3)-ア-(ウ)-a	ES01から05までの危険物積載場所についての指定はございますでしょうか。	危険物船舶運送及び貯蔵規則を確認されたのち、同規則に規定する積載場所等を遵守していただきたい。
12	1_業務要求水準書（案）	8	30	第2-1-(3)-ア-(ウ)-a	ES01から05までの危険物積載について、各積載量の目標値はございますでしょうか。	業務要求水準書に規定している積載量を満足させていただきたい。
13	1_業務要求水準書（案）	10	24-25	第2-2-(2)-オ	合理的な範囲で当該係留施設の関係者等への必要な対応を実施するーとあります。 防衛省様が想定されている本対応内容をご教示ください。	一例として、係留施設において荷役を行う場合、法令などに定められた手続きに加え、業界団体などが定めているルールなどを遵守することを想定しています。
14	1_業務要求水準書（案）	11	28	第2-2-(3)-ウ-(イ)	係留施設に本事業船舶を停泊させている間は、十分な保安警備体制を構築すること。ーとあります。 十分な保安警備体制とはどのような体制を想定されてますか？	一例として、本事業船舶が停泊している間、常時、目視又はカメラなどにより監視ができ、かつ、船内への不審者の進入を防止できる態勢を想定しています。
15	1_業務要求水準書（案）	11	36	第2-2-(3)-オ	整備点検実施報告書ーとあります。 こちらは防衛省様指定の書式に記載するような形を想定されていますでしょうか。	整備点検実施報告書は、事業者提案により示していただき、防衛省と事業者との協議により決定するものと認識しております。
16	1_業務要求水準書（案）	12	37	第2-3-(2)-オ	本事業船員でない自衛官及び予備自衛官に対する教育訓練を事業者に要請する場合、教育訓練の実施の詳細は、防衛省と事業者の協議によるものの、本事業船員でないものに対して、実際の「操船」まで求められるものではないとの認識でよろしいですか？ 本事業の船員ではないものが、操船をすることは、法令上、困難であると理解しております。	事業者とよく調整の上、本事業船舶の船員でない自衛官及び予備自衛官に対する教育訓練を実施することで、操船に必要な技術等を取得させることを考えています。
17	1_業務要求水準書（案）	12	38-39	第2-3-(2)-キ	本事業船員の就業規則を策定し、防衛省に提出することーとあります。 事業者の構成員が船員を雇用している場合、同構成員の就業規則を提出するという理解で正しいでしょうか。	ご認識の通りです。
18	1_業務要求水準書（案）	16	17	第2-4-(3)-ア-(ク)	「必要により駐屯地等から港湾地区までの間の装備品等の陸上輸送」とありますが、「必要により」とは、どのような場合でしょうか？	駐屯地等から港湾地区までの間の装備品等の陸上輸送は、個別運航契約に付随した役務輸送等を想定しています。この際、必要性及び可能性を調整・協議の上、装備品等の陸上輸送を事業者に委託することが適当と認めた場合です。

19	1_業務要求水準書 (案)	16	17	第2-4-(3)-ア-(ク)	防衛省との事前の調整により、陸上輸送の実施の可否も調整できるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、特段の理由がない限り、防衛省からの依頼を受けていただくこととなります。
20	1_業務要求水準書 (案)	16	17	第2-4-(3)-ア-(ク)	「駐屯地等から港湾地区まで」とありますが、発港までの陸上輸送のみであり、着港における陸上輸送は想定されていない理解でよろしいですか？	着港における陸上輸送も想定しております。
21	1_業務要求水準書 (案)	16	17	第2-4-(3)-ア-(ク)	陸上輸送も船舶運航業務に含まれるのでしょうか？	ご認識の通りです。
22	1_業務要求水準書 (案)	16	17	第2-4-(3)-ア-(ク)	契約形態は、個別輸送役務契約になるのでしょうか？	ご認識の通りです。
23	1_業務要求水準書 (案)	17	3	第2-4-(3)-イ-(サ)	緊急的な輸送において、出航するまでに陸上輸送の手配、港湾地区の積み込み、荷下ろしは、どのような想定でしょうか？	本質問に関し、「緊急的な輸送」の想定を知りたいのか、「具体的な業務」を知りたいのかが不明であるため、疑問点を明確にしてください。
24	1_業務要求水準書 (案)	17	3	第2-4-(3)-イ-(サ)	緊急的な輸送において、陸上輸送も船舶運航業務に含まれるのでしょうか？	ご認識の通りです。
25	1_業務要求水準書 (案)	17	3	第2-4-(3)-イ-(サ)	緊急的な輸送において、契約形態は個別輸送役務契約になるのでしょうか？	防衛出動等における運航を除き、ご認識のとおりです。
26	1_業務要求水準書 (案)	17	27-28	第2-4-(3)-ウ-(イ)-b	防衛省は、事業者の提出した船体等現状報告書に基づき現状確認を実施しーとあります。 現状確認を実施する際は、ドック等において上架が必要でしょうか。	本事業船舶が停泊している状態で現状確認を行うことから、上架の必要なありません。
27	1_業務要求水準書 (案)	18	37	第2-5-(2)-ア-(エ)	本事業に係る資金を着実に集める為、事業者が保有する船舶等固定資産、サービス対価に伴う売掛金等流動資産が金融機関やスポンサー等から抵当権を設定される可能性があります、受入可能でしょうか。	No5をご参照ください。
28	1_業務要求水準書 (案)	18	37	第2-5-(2)-ア-(エ)	本事業に係る資金を着実に集める為、代表企業ならびに構成員は、事業者に対する売掛金について、金融機関から担保設定を求められる可能性があるが、受入可能でしょうか。	No5をご参照ください。
29	2_民間収益事業の条件 (案)	1	4	1	民間収益事業を実施する前提で提案を行ったものの、事業期間を通した民間収益事業の売上が提案時の見込額に達しなかった場合、事業契約の違反と見做されサービス対価が事前納付額を超えて減額されることはないという理解で正しいでしょうか。	ご認識の通りですが、売上と見込額の差額が常識の範囲以上に発生しないよう提案してください。
30	2_民間収益事業の条件 (案)	1	23-24	2-(2)	民間収益事業の収益・需要リスクを負う形態での実施はーとあります。 事業者が行う民間収益事業とは、あくまで船舶運航企業に傭船させることに限定されており、事業者自身が船舶運航企業以外の民間と直接契約を結ぶことは想定されていないという理解で正しいでしょうか。	事業者は荷主等にリスクを適切にパススルーするものと規定しており、事業者自身が直接契約することを妨げるものではありません。
31	3_サービス対価の算定及び支払方法 (案)	4	30	第1-2-(2)	保険料に係る見積単価を 防衛省に提出しーとあります。傷害賠償責任保険・海上保険等と表2にあります。保険料の算出の前提となる保険付保対象については、見積書の策定に際して共有いただけるものでしょうか。	車両の残存価格総額（保険金額）により変動すると認識しており、具体的な提示は困難です。一例を参考としてとして作成ください。 【参考】車両残存価格（保険金額）○億円の場合、保険料○円
32	3_サービス対価の算定及び支払方法 (案)	13	13-14	第2-3-(5)-ア	本事業船員の基本給与相当ーとあります。 予備自衛官として、乗船時の給与の支払者は、防衛省になりますか？事業者の構成員になりますか？	防衛出動等に際し、予備自衛官として勤務される場合は防衛省が支払者となります。
33	3_サービス対価の算定及び支払方法 (案)	13	13-14	第2-3-(5)-ア	予備自衛官である本事業船員が、招集に応じて自衛官となった場合、当該船員分の基本給与相当についてはサービス対価から除外されるという理解で正しいでしょうか。即ち、招集に応じて自衛官となった本事業船員については、自衛隊から給与が支払われるという理解で正しいでしょうか。	ご認識の通りです。
34	3_サービス対価の算定及び支払方法 (案)	13	13-14	第2-3-(5)-ア	本事業船員の基本給与相当ーとあります。 防衛出動時、自衛官として招集された本事業船員の給与額は、提案時に記載した平時における基本給与とは異なる額となりますでしょうか。	防衛省の定める規定に基づいた金額が支払われます。
35	3_サービス対価の算定及び支払方法 (案)	13	14-16	第2-3-(5)-ア	定期検査費・修繕費等、当該期間には発生しないが傭船終了直後に確実に費用負担が発生するものもサービス対価として予定通り支払うーとあります。 傭船終了直後、とはどの程度の期間を想定されていますでしょうか。	定量的な期間は示せませんが、防衛省から事業者へ引渡した後、所要の手続き等に係る期間を想定しています。細部は防衛省との協議によります。
36	3_サービス対価の算定及び支払方法 (案)	13	14-16	第2-3-(5)-ア	定期検査費・修繕費等、当該期間には発生しないが傭船終了直後に確実に費用負担が発生するものもサービス対価として予定通り支払うーとあります。 傭船終了直後ではなく、一定期間経過後に発生した費用負担についても、傭船に伴う時間の経過を原因とした費用負担（定期検査等を想定）については、サービス対価として予定通り支払われるという理解で正しいでしょうか。	当時の状況によるところが大きく、防衛省との協議によるものとなります。

37	1_業務要求水準書 (案)	3	37	第1-1(11) 事業終了後等の 本事業船舶の措置	新造船を調達した場合に減価償却するにあたって、税務上の帳簿価額(税務簿価)を基準にして減価償却費を計算することに問題ないでしょうか。	No1をご参照ください。
38	1_業務要求水準書 (案)	16	17	第2-4 (3) ク 業務の実施 方法及び要求水準	必要により駐屯地等から港湾地区までの間の装備品等の陸上輸送に係る役務を担うことになる点について、陸上輸送は内航船輸送との連続した輸送を想定していますか。トラックでの貨物の集荷及び配達を一貫して行う場合には、第二種貨物運送事業の許可が必要となるため確認するものです。	ご認識のとおりです。
39	1_業務要求水準書 (案)	15	24	第2-4(3) 輸送・輸送役 務契約締結	本事業船舶によるコンテナ輸送に際し、荷役時に使用するコンテナスプレッダーについては、港湾荷役業者又は港湾施設側で手配されるものを使用する想定でしょうか。それとも、SPC又は事業者において調達・保有し、サービス対価又は運航経費に含める必要がありますでしょうか。	コンテナスプレッダーについては、港湾荷役業者又は港湾施設側で手配されるものを使用していただきます。なお、本件については、運航経費に含ませていただきたい。
40	3_サービス対価の 算定及び支払方法 (案)	3	36	表1 サービス対価の内訳 ／船舶維持管理費	本事業船舶に付保する保険について、船体保険及びP&I保険に加え、不稼働保険を付保する場合、その保険料を船舶維持管理費又はその他の費用としてサービス対価に含めることは可能でしょうか。	サービス対価に含めることは予定しておりません。ただし、運航経費としての扱いについては事業者の判断に基づき、追加的な保険種目の付保並びに補償範囲を拡大することを妨げるものではありません。
41	3_サービス対価の 算定及び支払方法 (案)	5	36	表2 運航経費の内訳	防衛省の輸送所要に基づく個別運航時に必要となる追加保険料が運航経費に含まれるとされていますが、不稼働保険についても、防衛省の輸送所要又は本事業特有のリスクに対応するため合理的に必要な保険である場合には、サービス対価又は運航経費の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	輸送役務契約のその他運航に係る費用に計上することは可能ですが、適用の有無は個別運航契約の契約担当官との協議によります。
42	1_業務要求水準書 (案)	12	14	第2-3(2) 船員雇用・養 成業務	本事業船員について予備自衛官である船員の確保が求められていますが、サービス対価における雇用促進経費の支給条件として用いられる「予備自衛官採用割合100%」とは、どの母数を基準に100%と判定されるのでしょうか。例えば、本事業船舶ごとに交代要員も含めるのか、又は実際の配乗船員数でしょうか。	入札公告で示す提案書で記載いただく雇用数を母数とすることを予定しております。
43	3_サービス対価の 算定及び支払方法 (案)	11	4	第2-3(4) 本事業船舶の 雇用促進経費に係るサー ビス対価の取扱い	予備自衛官採用割合の算定に当たり、対象船員に給与の支給がなされているかどうか、予備自衛官である船員と判断される線引きと考えてよいでしょうか。	民法第6 2 3条に示す「当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約する」同様に一般的な雇用関係を結んだ船員を想定しています。
44	3_サービス対価の 算定及び支払方法 (案)	14	12	第5-1 サービス対価の改 定	入札価格又は事業計画の作成にあたり、船舶調達費、船舶維持管理費、船員費、保険料、係留費、管理費その他本事業に要する全ての費用について、事業期間中のインフレ又はエスカレーションを事業者の判断で織り込んで提案する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	資料Ⅲ第5-2(3)に基づき物価変動に基づく改定のみ支払い対象となることを想定しています。したがってインフレ等を織り込んで提案する必要はありません。
45	0_実施方針	3	37	第1-1(11) 事業終了後等の 本事業船舶の措置	RFI又は入札時の採算計算のベースとなる事業計画において、事業終了時の本事業船舶の出口価値について、将来の中古船市場価格をスクラップ価格又はこれに準じる保守的な残価前提を置くことは許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	No1をご参照ください。
46	3_サービス対価の 算定及び支払方法 (案)	9	4	第2-3(1) 7号船サービス 対価	サービス対価の算定や事業計画の策定にあたり、会計上の減価償却期間、税務上の償却期間及び事業契約期間が一致しないことにより一時差異が発生する前提の事業計画、償却計画を採用することは可能でしょうか。	No1をご参照ください。
47	2_民間収益事業の 条件 (案)	1	18	2 事業スキーム	SPCから船舶運航会社へ本事業船舶を継続的に用船に出している場合であっても、防衛省の輸送所要に基づく個別の輸送役務契約が締結された際には、当該船舶運航会社がSPC又は事業者の構成員として本事業船舶を運航することで、事業契約上問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
48	2_民間収益事業の 条件 (案)	1	18	2 事業スキーム	防衛出動等又は平時の訓練において防衛省へ裸備船する場合、SPCと船舶運航会社との間で既に用船契約が存在していても、防衛省への裸備船を可能とする停止条件、解除条件又は優先条項を当該用船契約に定めておけば、事業契約上問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準を満たすよう必要な処置を行ってください。
49	2_民間収益事業の 条件 (案)	1	28	3 実施条件	民間収益事業運航計画について、定期用船契約を内航オペレーターと締結する場合、「計画ベース」を作成の上、提出することで問題ないでしょうか。定期用船で運航日程に変動がある場合、どの程度の精度・粒度の運航計画を事前提出すれば問題ないでしょうか。例：想定運用時期および想定運用エリアの提示	防衛省の承諾を得ることができる計画であれば問題ありません。変更が発生した場合は、その都度速やかに運航期間・区間等について防衛省と協議・調整することを想定しています。
50	0_実施方針	1	40	第1-1(5) ア 船舶調達業 務	本事業船舶の所有権は運航開始日以降、事業終了まで事業者が保有するとされていますが、船舶調達に際して金融機関等による抵当権その他担保権を設定することは、防衛省の事前承認を得ることにより可能でしょうか。	No5をご参照ください。
51	0_実施方針	2	6	第1-1(5) イ 船舶維持管 理業務	本事業期間中に法令改正、船級規則変更、国際条約改正等により追加工事又は追加設備が必要となった場合、その費用負担はリスク分担表に従い、防衛省と事業者で協議の上決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
52	0_実施方針	2	15	第1-1-(5) ウ 船員雇用・ 養成業務	7号船舶の本事業船員が8号船舶の運航に従事すること、又は8号船舶の本事業船員が7号船舶の運航に従事することは可能でしょうか。可能な場合、両船の操船・機器取扱いに必要な教育訓練を実施し、運航可能であることを示す必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	7号船舶の本事業船員が8号船舶の運航に従事すること、又は8号船舶の本事業船員が7号船舶の運航に従事することは可能です。また、その場合は、両船の操船・機器取扱いに必要な教育訓練を実施し、運航可能であることを示していただきたい。

53	0_実施方針	2	15	第1-1-(5) ウ 船員雇用・養成業務	防衛出動等又は平時の訓練において防衛省から求められた場合、事業者は船舶運航を行わず本事業船舶を防衛省に裸備船するとされています。この場合、防衛省への裸備船を行った時点で、事業者は本事業契約上の義務を履行したものと扱われるとの理解でよろしいでしょうか。船員(予備自衛官/一般人)に関する義務・契約があればご教示願います。	質問内容と示された項目名が一致しておりません。
54	0_実施方針	3	17	第1-1-(7) 事業スケジュール	事業終了前から期間未定、若しくは契約終了日以降も裸備船を行う場合の想定される契約措置および本事業船舶の取扱についてご教示ください。	契約延長等が想定されますが、具体的な内容について現時点でお示しすることはできません。
55	0_実施方針	8	12	第2-3-(1) 応募者の構成	SPCから構成員又は協力企業に業務を委託することは認められる一方、整備他業務について構成員又は協力企業が更に第三者へ再委託するには、何か手続き等必要でしょうか。	入札公告においてお示しします。
56	1_業務要求水準書(案)	10	1	第2-2 船舶維持管理業務	定期検査、中間検査、修繕、ドック入り等により本事業船舶が一定期間運航できない場合、少なくとも1隻は待機態勢を維持するよう、防衛省と事前協議の上で検査時期を調整する必要があるとの理解でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
57	1_業務要求水準書(案)	16	20	第2-4-(3)-イ 自衛隊の活動に必要な緊急的な輸送	緊急輸送通知を受けてから遅くとも8日間で出港するとされていますが、港湾手続、危険物許可、荷役手配、船員手配、燃料補給、気象海象等により出港できない場合は、事業者の契約不履行とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には8日間で出港するよう求めています。なお、事業者が通常確保すべき事項の準備不足に起因する場合は、原則として事業者の責めに帰すべき事由となり、契約不履行となります。気象海象等、事業者の責めに帰さない事由により出港できない場合は契約不履行とはしません。
58	2_民間収益事業の条件(案)	1	18	2 事業スキーム	民間収益事業における本事業船舶の運航は、本事業船員を原則とするとされていますが、民間収益事業の内容に応じて、事業者又は船舶運航会社の判断により、本事業船員以外の民間船員を配乗することも可能でしょうか。	防衛省の運用上の状況により、指定する場合がありますとご理解いただければと思います。
59	1_業務要求水準書(案)	15	16	使用岸壁の確保	ここで示されている状況により防衛省は指定すると記載していますが、この場合の状況とはどのようなこと示しているのでしょうか。	防衛省の運用上の状況により、指定する場合がありますとご理解いただければと思います。
60	1_業務要求水準書(案)	15	24	(F) 港湾荷役設備の確保	ここで示している港湾荷役設備とは、ガントリークレーンのことなのか、コンテナ荷役が可能な重機のことっているのかどちらでしょうか。	コンテナ荷役が可能な設備を示しております。
61	1_業務要求水準書(案)	15	34	(エ) 乗船、積込から出航	記載されている内容に本船への積込、固縛作業が誰が行うのか？記載がないが本船への積込作業は事業者側で行うことで宜しいでしょうか。	関係法令を遵守し、事業者等により行っていただきたい。ただし、防衛省と事業者との間で協議を行い、訓練の一環として自衛隊員が当該業務を行う場合があります。
62	1_業務要求水準書(案)	16	6	(カ) 到着から装備品荷下ろ	記載されている内容に本船内の解縛作業、荷揚げ作業は誰が行う想定でしょうか。記載がないが事業者側で行うことで宜しいのでしょうか。	関係法令を遵守し、事業者等により行っていただきたい。ただし、防衛省と事業者との間で協議を行い、訓練の一環として自衛隊員が当該業務を行う場合があります。
63	1_業務要求水準書(案)	18	21	業務内容	総括代理人と総括代理人直属スタッフの配置すると記載があるが、契約期間内に窓口担当者の変更等がある場合の規約はあるのでしょうか。	入札公告で示す事業契約書(案)の内容にもありますが、変更した際は、防衛省へ通知する必要があると理解しております。
64	2_民間収益事業の条件(案)	1	18	2 事業スキーム	民間収益事業において、事業者が運航会社に本事業船舶を用船させ、用船料を収受するスキームを採用する場合であっても、SPCの売上原価として燃料費等の運航費用を計上する場合には、民間収益事業に係る費用項目が発生し、実施要領に定める事後納付額の算定式を適用できるものと理解しています。この場合、事前納付率については、実施要領に定める固定値である4%が引き続き適用され、用船料スキームであることのみを理由として事前納付率が変更されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点ではご認識の通りですが、売上額については民間収益事業の実態を踏まえ適切に計上することが必要です。また、入札公告時に変更する可能性もあります。
65	2_民間収益事業の条件(案)	3	全体	第3. (2) 民間収益事業の利用対価の計算方法	民間収益事業の利用対価算定において、R1、R2、R3、E、F1およびF2は税込金額を前提とする理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
66	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	3、4	25、20	第2. (1) サービス対価の構成及び内訳	船舶調達利息については「事業者の税引前利益の一部を含む」とされており、また、その他の費用についても「事業者の税引前利益(調達利息に計上される部分を除く。)」とされています。調達利息に含める税引前利益と、その他の費用に含める税引前利益は、それぞれどのような性質の利益を想定しているのかご教示ください。	資料－Ⅲ第2-3(1)をご参照ください。
67	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	25	第2.3. (1) イ 基準金利の計算及び確定に係る手続き	確定時基準金利が入札時基準金利を上回る場合、令和9年度の第1回支払は入札時基準金利に基づく金額で支払われ、金利差により生じる船舶調達費の差額分は令和10年度予算成立後に支払われるものとされています。当該差額分について、令和9年度の第1回支払時点から実際の支払時点までの間に事業者が負担する追加的な資金調達コストや利息相当額も、船舶調達費の変更対象に含まれる理解で宜しいでしょうか。	追加的な金融費用の取扱いについては、変更契約締結時に防衛省と事業者との間で協議のうえ決定するものとします。
68	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	12	全体	第2.3. (4) ア 基本的考え方	「雇用促進経費を各本事業船舶船員費の10パーセントに相当する額」において、10パーセントとする根拠についてご教示ください。	防衛省内で検討した結果であり、細部についてはお示しすることはできません。

69	3_サービス対価の算定及び支払方法（案）	12	26	第2.3.(4)イ 支給条件及び返納金額	予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合における、雇用促進経費が貴省から支給されるタイミングについて具体的にご教示ください。 サービス対価の支払い条件は四半期ごとに請求し受領できる認識ですが、例えば第2四半期に100パーセントに達した場合、第2四半期分として年雇用促進経費を請求し、受領できるという認識で相違ありませんでしょうか。	契約締結時に定めたサービス対価支払時期と同様です。 運航年毎に判定した結果に応じて必要な額を減額等することとしています。細部は実施方針をご確認ください。
70	0_実施方針	15	17	第6 事業の継続が困難となった場合の措置	本事業はコンテナ船2隻を運航・管理する事業ですが、いずれか一方の船舶についてのみ事業継続困難となった場合、一方についてのみ契約を解除しもう一方の船舶は事業を継続するのでしょうか。 仮に双方の契約が解除されとした際、事業者の帰責事由で一方の船舶の事業継続が困難となった場合は、もう一方の船舶についても事業者の帰責事由による契約解除とみなされるのでしょうか。	当該船舶1隻に関する部分のみを契約解除することがあります。入札公告時に示す事業契約書（案）においてお示しします。
71	1_業務要求水準書（案）	16	17	第2.4.(3)ア(ク) 船舶運航業務 業務の実施方法及び要求水準	「事業者は、必要により駐屯地等から港湾地区までの間の装備品等の陸上輸送に係る役務車両の手配及び港湾地区での自衛隊用車両への装備品等の積込・積み下ろし等に係る業務を実施すること。」とありますが、当該業務の費用は輸送役務契約の「その他運航に係る費用」に含まれる認識でよろしいでしょうか。 「必要により」とはどのような場合・頻度を想定しているかご教示ください。	当該業務の費用は、ご理解のとおりです。 また、「必要により」とは、防衛省が駐屯地等と港湾地区との間において装備品等の陸上輸送を事業者に委託することが必要と認めた場合です。なお、頻度について具体的に示すことは難しいですが、基本的には、事業者側に依頼することとなると思っております。
72	2_民間収益事業の条件（案）	3	1	4－（2）民間収益事業の利用対価の計算方法	民間収益事業に係る国への納付は、本項に定める事前納付及び事後納付に限られ、民間収益事業に従事した本事業船員の人件費相当額、維持管理費相当額その他サービス対価に含まれる費用について、別途、国への返納、サービス対価の減額又は追加納付を求められることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
73	4_リスク分担表	0.75	10	防衛出動等における本事業船舶の運航リスク	No.54では、防衛出動等（平時の裸傭船を含む。）における自衛隊による本事業船舶の運航に起因する増加費用及び損害、並びに当該利用に起因する船舶の損傷等の修補費用は防衛省の負担とされています。この場合、防衛省が負担する費用には、修補費用のほか、入渠費用、検査費用、回航費用、保険で填補されない損害、修補期間中に事業者が負担を免れない合理的費用も含まれるとの理解でよいでしょうか。	ご認識の通りです。適用される費用の細部は防衛省との協議によります。
74	3_サービス対価の算定及び支払方法（案）	5	9	第1-2-表2 運航経費の内訳(2)燃料費	燃料の現物支給について、当該現物支給の対象となる燃料には、本事業船舶で使用するA重油も含まれるとの理解でよいでしょうか。	ご認識の通りです。
75	1_業務要求水準書（案）	12	25	第2-3(2)エ 本事業船員の位置付け	事業期間中に、国土交通省関係法令その他関係法令等の改正により、本事業船舶の運航に必要な船員資格、講習、訓練等が新たに追加又は変更された場合、当該資格取得又は講習受講に要する費用、すなわち講習料、受験料、旅費、宿泊費、受講期間中の人件費等は、防衛省がサービス対価の改定又は別途精算により負担するとの理解でよいでしょうか。	ご質問の法令改正に伴う船員資格・講習・訓練等に係る追加費用の負担については、リスク分担表No.14及びNo.15の法令変更リスクの分担に従うものとします。個別事案の該否については、法令変更の内容及び影響度合いを踏まえ、防衛省と事業者との間で協議のうえ判断します。
76	2_民間収益事業の条件（案）	3	26	民間収益事業に係る利用対価の算定	F2：国への事後納付額について、R3<Eの場合など、F2がゼロ又はマイナスとなるケースでは、事後納付の必要はないと理解して良いでしょうか。	本事業船舶を自衛隊の輸送ニーズに活用するという本事業の本来の目的を妨げず、かつ、民間収益事業の提案が本事業の財政負担額の低減に寄与すると判断した場合に実施されると理解しており、その上で計画上は黒字であったが、実行上赤字となった場合、納付する必要はありません。
77	2_民間収益事業の条件（案）	3	8	民間収益事業に係る利用対価の算定	売上（R1～R3）は、事業者から取引先に対する請求金額で、両社の相対取引で決まった項目及び金額と理解して良いでしょうか。	事業開始前の防衛省との事前協議を踏まえた上での項目及び金額とご理解ください。
78	2_民間収益事業の条件（案）	1	21	2 事業スキーム	事業者自身が民間収益事業の収益・需要リスクを負う形態での実施は認められないとありますが、ここでの収益リスク、需要リスクとは具体的に何をさしますでしょうか。	ご質問のリスクとは、民間収益事業の実施に伴う売上・需要変動その他収支の変動に係る経済的リスクを広く指します。具体的な契約スキームの適否は、事業者から提出される民間収益事業運航計画に基づき、防衛省と個別に協議・調整のうえ判断します。